

警察政策学会資料 第31号

平成16(2004)年3月

「警察」という言葉の成立事情

警察に身をおきながら、「警察」という言葉の由来について知るところは少なかつた。本稿は、その自省から「警察」という言葉の淵源について考証を試み、警察史研究部会において研究発表したものをとりまとめたものである。

会員諸賢のご一瞥に供するとともに、足らざるところのご教示を乞う次第である。

警察政策学会警察史研究部会

笠野孝

目 次

序

第1章 「警察」の語の登場以前	2
第1 ポリス	2
第2 取締	5
第3 邏卒	7
第4 辞典類にみるポリスと警察	9
第2章 「警察」という言葉の登場と定着	17
第1 「警察」という言葉の登場	17
第2 「警察」という言葉の定着	20
第3 警察と警視	21
第3章 漢籍にみる「警察」と関連する論評	24
第1 「大漢和辞典」の記述	24
第2 「警察別部」	25
第3 新造訳語に関する論評	26
結	29

「警察」という言葉の成立事情

○ 序

「警察」の概念については、講学上、社会公共の秩序を維持しその障害を除去するために、国の一般統治権に基づき強制的に人の自由を制限する国家作用を意味するものとしてとらえられており、警察法が定める警察の責務の範囲とは必ずしも一致しない。

現行の警察法（昭29・法162号）は、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする」（2条1項）と規定し、講学上の概念よりも限定的にとらえ、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、交通の取締等、公共の安全と秩序を維持することをもって警察の責務であるとしている。

公共の安全と秩序を維持する機関は洋の東西を問わず古来から存在していた。わが国についてごく概略的にみるならば、古代律令制下においては巡察使のほか地方の治安統制のために按察使（あぜち）、惣管、鎮撫使などが置かれ、平安朝時代には彈正台とともに国内諸国の治安維持を目的とした検非違使が置かれていた。鎌倉時代は、幕府そのものが軍事警察機構であり、治安の維持機関であった。

さらに江戸時代、江戸府には三奉行（町・寺社・勘定）のほか火付盗賊改が置かれ、幕府直轄地は郡代、代官等が警察事務を管掌しその執行は与力・同心が当たっていたし、その他諸藩ではそれぞれが独立して治安維持機能を果たしていた。

そうしたわが国において、近代警察が創始されたのは、明治4年の邏卒制度にはじまり、同5年8月の司法省警保寮の設置を経て、同7年1月の東京警視庁の創設によって確立されたものであることについては異論がない。

明治のはじめ、新政府の最重要課題は、新たに輦轂の地となった東京の治安を確保し、不平士族等の反乱を抑圧して安寧秩序を保持するとともに、西欧先進諸国に比肩しうる国家を建設することであった。このため新政府は西欧のポリス制度の導入を急務とし、はじめフランスに、のちドイツに範をとり、近代警察の樹立を図った。そして、「警察」という言葉も近代警察の草創とともに用いられはじめた。

明治以前にも、「警察」に類似する用語としては警衛、警固、巡察、巡邏などの言葉がみられるが、「警察」なる言葉は明治の世になってから登場したものである。

明治のはじめ、それまでわが国になかった事物や観念が西欧から大量に流入し、それらを言い表わすために西洋語の訳語として、おびただしい新たな漢字語が作られた。明治の世になってから用いられるようになった明治語とでもいうべきもので、その多くは翻訳造語である。たとえば、社会、近代、権利、義務、民法、動産、不動産等の

語がそれであり、個人、存在、自然、自由なども同類であって、その数は数え切れないほど多い。「警察」という言葉も、明治の世になってから登場した明治語のひとつであり、翻訳造語であろうと認めることができる。

ところが、漢和辞典の頂点に位置する諸橋轍次著『大漢和辞典』では、「警察」の語の出典例を漢籍であり、金の正史とされる『金史、百官志』にとっている。そして、金の時代(1115～1234)にはすでに「警察」という言葉があり、裁判と警察事務を司る「警巡院」なる役所が存在していたことをうかがわせる注釈がみられる。

ために、「警察」なる語を一概に翻訳造語と断定するには、いささか躊躇するところである。

今日、「警察」という言葉も、その組織・機能も国民生活に深くかかわり、かつ馴染み親しまれているところである。しかし、わが国において犯罪の捜査、被疑者の逮捕をはじめとする公共の安全と秩序を維持する組織・機能を、どうして「警察」と称するようになったかについては必ずしも明らかでない。

純粋に翻訳造語であるのか、それとも漢籍に由来するものであるのか、語呂合わせ的にいうならば、「論語読みの論語知らず」ならぬ「警察官の警察知らず」であってはならない、との思いから、本稿においては警察の制度史はさておいて、「警察」という言葉そのものをとりあげ、その成立事情について若干の考察を加えてみたい。

前記のとおり本稿は「警察」という言葉そのものの成立過程を考証することを目的としているので、それぞれの制度史的、歴史的背景・意義等についての論及は最小限にとどめた。

(注) 引用文は、原則として原文をそのまま記述した。ただし、現在使われていない漢字は現行の常用漢字に改め、常用漢字にない字はそのまま記した。異体字はそれぞれコト、トキ等片仮名で表記した。また、難読語には適宜ふりがなを、長文には適宜句読点をつけ、年代表記等はアラビア数字で記した。

第1章 「警察」の語の登場以前

明治になって以降、わが国に大量に流入してきた西洋の事物や概念は、新しく造られた漢字語(それも字音語)、すなわち翻訳語で表現された。しかし、警察という言葉が登場する以前は、英・仏語のポリス *Police* に相当する用語がなかったため、今日、日本語として通用しているホテル、コーヒーなどと同様、英・仏語のポリスがそのまま使われていた。その後、福沢諭吉の『取締之法』にみられるように「取締」と訳して用いたり、あるいは「邏卒」と称してその役職を表していた。

以下、その代表的用例をみてる。

第1 ポリス

1 栗本鋤雲の『暁窓追録』

徳川幕府から駐フランス公使としてパリに派遣されていた栗本鋤雲（注1）は、幕府瓦解後帰国してパリ滞在中の見聞を、『暁窓追録』（注2）と題して明治2年に上梓した。この中でパリ警察の現状を伝えたのが、西欧ポリスをわが国に紹介した最初のものであるとされる。

栗本鋤雲はそのなかで、ナポレオン法典について触れたあと、

『ポリス』は市中巡邏の小官なり。陸軍兵士中の謹飭なる者を撰用すと云ふ。遠山形の帽子、蟬羽様の外套にして、腰間に鉄鞘刀を佩へり。人一日して其『ポリス』なることを知るべし。其数式千人に及ぶと云ふ。常に市街中に満布し、大雨烈風と雖も屹立して不動、或は逐処に徘徊し以て非常を警む。劇場観場の門口は言ふに及ばず、郊外園圃と云へとも稠人広衆の区には必ず数員出張し、車馬麁集の衢、傍行側出、來去織る如くなれども、能く条文科別し、舐触に至らざらしめ、老少是に頼りて踏踏なし。真に無かるべからざるの職なり。」

とパリ警察の様子を紹介している。

『暁窓追録』の大部分は、上水道・下水道の普及状況や気灯（ガス灯）、電信の効用など、当時の日本とは比較にならないほど発達していたパリの文化文明を紹介するのに費やされているが、その冒頭部分でポリスをとりあげていることは、鋤雲がいかにポリスに驚嘆したかを物語っている。

また、博覧会出品のためパリに滞在していた長崎会所の手代佐兵衛が、夜間外出中道に迷い宿舎に帰れずに困っていたところ、ポリスがわざわざ遠いホテルまで連れていってくれた。お礼をしようとしたが彼はただ微笑して立ち去ってしまった。佐兵衛が後に親しいフランス人にこのことを話したところ、その仏人は「是れ『ポリス』の職分のこと、我に於て敢て深く謝するに不足、況や彼れ謝を受くるの理あらんや」と言った、とのエピソードも記し、当時のパリ警察官の姿を驚きの眼で紹介している。

栗本鋤雲も適当な言葉がなかったため、ポリスの語をそのまま使っている。

2 公文書、書簡等

(1) 東京府の公文書

明治3年12月（日欠）、東京府は「劫掠殺奪等ノ所業」が横行し、府下の無秩序、無警察状態に困り果て、太政官に対し西洋ポリス制度の採用について、計画を添えて長文の伺いをたてた。この中の一節に、

今般貫属ノ中卒族ヲ以西洋ポリスノ規則ニ照準云々

とあり、また、翌4年正月（日欠）の東京府再伺の文書にも

兼テ伺置候ポリスノ編製御採用相成候上ハ当府下市中ノ分嚴重取締可申事とある。さらに同年2月17日付の東京府文書にも、

先般伺済ノ上府下ヲ八区ニ分チポリスヲ置取締可申見込ノ処云々

とあり、ポリスの語をそのまま公文書に用いている。

(2) 神奈川県取締役

神奈川県は開港場である横浜をかかえていた事情から、東京よりやや早く明治3年1月に取締見廻役を置き、翌4年8月神奈川県令に任ぜられた陸奥宗光は、これまでの県兵に代えてポリスとしての取締役を置いた。

『横浜沿革誌』は、

明治三庚午年（1870）正月居留地廻リヲ廃シ、居留地取締長及取締ヲ置キ本町一丁目ニ取締局屯所ヲ設置シ、昼夜外国人居留地ヲ巡邏ス。巡邏ノ服装ハ紺羅紗洋服ニ革帯ヲ着ケ、取締長ハ帯ノ後部ニ真鍮ヲ用ヒ横文ニテ『ポリス』、取締ハ漆ヲ用ヒ『ポリス』ト記シ云々（注3）

と記しており、英・仏語のPOLICEをそのままローマ字で表記して服制にも用いていたことがうかがえる。

(3) 神奈川県石田英吉等の建言書

神奈川県七等出仕兼邏卒総長心得石田英吉（注4）及び同九等出仕粟屋和平（注5）は、明治5年5月神奈川県の命により、開港場である上海及び英国の租借地である香港の警察警察事情調査のため同地に出張し、9月に帰国した。そして10月（日欠）建言書を提出したが、そのなかで、

臣英吉等伏テ惟ルニ、『ポリスホールズ』（注6）ハ治国ノ要具タルハ固ヨリ論ヲ俟タズ。既ニ各府県ニ於テモ各ポリスヲ設ケ地方警保ヲナスト雖モ、（中略）臣等昨年来神奈川県ニ奉職シ、横浜ポリスノ実地ヲ経験シ、一二ノ外国ポリス心得書等相聞シ、（中略）抑ポリスノ体裁タルヤ、其国政府ヨリ之ガ法則ヲ授ケ、専ラ庶民ヲシテ法律ヲ案サシメズ。云々

とあり、ポリスの語を多用している。

しかし、建言書に添えて提出された「上海邏卒規則」、「香港邏卒規則見聞記」等の詳細にして且つ膨大な資料は、いずれも「邏卒」の語で統一されている。

「邏卒」の語は、石田らが建言書を提出する前に、太政官達に用いられ、神奈川県をはじめとして東京府においても邏卒を正式な官名としている。（後述）

それに反して、正式な公文書ともいうべき建言書には「邏卒」の語を一切使わず、ポリスの語を多用していることは、両語の混用期とはいえ、なお「ポリス」の語の方が公式文書にふさわしい用語であったためと考えられる。

(4) 武江年表

江戸から明治初期までの武蔵国と江戸の事変を年次順に収録した斎藤月岑の名著『武江年表』は、明治4年10月の項に、

「同月より、人民保護の為として、ポリス三千人御抱、日夜市中を巡査せしめらる

（中四月に至り尚又人員を増されたり。」

と記され、ポリスの語が日常語として用いられている。

(5) 書簡、日記

はやくから新警察制度の創設に見識をもち、かつ積極的であった西郷隆盛は、東京府参事であった黒田嘉納（清綱）に宛てた書簡の中で邏卒の所属問題に関し、

「陳者司法省より六区に支局相拵裁判いたし専ポリスも附属之様之向へ召仕候模様にて…ポリス司法省に属し候而不体裁之事に付右様訳には参り申間敷とのことにて…。」とある。（明5・2・18）

また、邏卒の増員問題について

「陳ポリス一条に付正院に而相立当分之に而は（以下略）」（明5・2・28）

と記している。この書簡よりさき、明治4年10月には邏卒3千人による取締組が置かれて邏卒制度の発足をみているのに、なおポリスの語を用いている。

一方、ポリス制度の導入に批判的であった時の参議木戸孝允の日記には、

「欧州各国の法に随ひポリス等を起すの説紛々あり。余故に云く、今日上下の情を近くし上下相和する時は、東京中の人民皆耳目なり。上下の情相和せざるときは、たとへ数千のポリスを起すとも乱妨を防ぐこと能はず。」（明3・11・27）

と記しており、ここでもポリスの語が日常語として用いられていることが分かる。

第2 取締

1 福沢諭吉の『取締之法』

先に述べたとおり明治新政府の急務にしてかつ最重要課題は、麻のごとく乱れた社会秩序を回復するとともに不平士族の反乱を抑止することにあつた。このため新政府の中から西欧のポリス制度を早急に導入すべしとの声が起り、時の東京府参議広沢真臣（注7）は、当時第一の西欧通であった福沢諭吉に西欧ポリス制度の調査研究を依頼した。

福沢諭吉は、『ニュー・アメリカン・サイクロペディア』等、欧米の文献を翻訳して、『取締之法』と題して、明治3年閏10月13日東京府に提出した。この中では、フランス・イギリス・アメリカ等の警察制度の概略を示しているが、まだ警察の語は用いられておらず、今日の警察の同義として「取締」の語を用いている。

この書は、わが国の警察制度の基本になった、とも言えるもので

取締トハ事物ノ条理ヲ守リ、法律ヲ行ハレシメンガ為メ、是非曲直ヲ裁断スル常務ノ権力ナリ。（常務ノ権力トハ兵力ニアラザルヲ云）

と定義し、「取締」の主な職務として、

商売ヲ安全ニセシムル事、危キ建物ヲ修覆スル事、市街ヲ掃除シコレニ灯火ヲ照ラス事、世人ノ難渋タル者ヲ除ク事、世間ヲ騒ガスル者ヲ取押テ罰スル事

等々10数箇条を掲げるとともに、仏・英・米の「取締」の組織、構成の概要を明らかにしている。

また、ロンドン・パリ・ニューヨークの「取締」の階級、人員、給料等を表で示すなかで、

全権 コムミッシヨネル)
監督 シュベルインテンダント
目付 インスペクトル
組頭 カピティン
小頭 セルゼアント
巡邏番卒 パトルルメン

と訳している。

巡邏という言葉は古くから用いられていたようであるが、公用文として登場したのは文久3年（1863）9月21日の寺社奉行・大目付・町奉行・御目付宛に出された幕府の御触が初めてである。すなわち、現今の形勢は何地を論ぜず何時何様の事変が発生するか予測し難い、として巡邏制度を実施し、「御府内御警衛巡邏並屯所之配置」を定め、「巡邏之場所を分ち、……昼夜之別、時刻之定なく見廻可致事」と達した。

この巡邏なる語は、福沢諭吉がパトルルメンを和訳した巡邏番卒、ひいては後年、明治新政府が警察制度を創設するに際して造った「邏卒」とか「巡查」という呼称のもとになった。

2 取締組

神奈川県が、明治3年1月に取締見廻役を置き、翌4年8月ポリスとしての取締役を置いたことについては前述した。

これよりやや遅れて東京府は、明治4年11月23日東京府達により「取締組大体法則」を制定し、その第一に

取締組ハ諸民ヲシテ安全自由ヲ得セシメン為ニ設クル所ナレハ、第一信実ヲ旨トシ
としたうえで、

- 府下ヲ六大区ニ分チ、一大区毎ニ取締所一ヶ所ヲ置、総長一人差添役四人ヲ以テ事務ヲ掌ラシムヘキ事
- 毎大区ヲ十六小区ニ分チ、一小区毎ニ屯所一ヶ所ヲ設、組頭一人組子三十人ヲ置、右組子ノ内三人ヲ選ミ小頭ヲ置クヘキ事

などと、その組織制度を定めた。

同時に、「取締規則」を定めて事案の取扱要領を示し、また勤務規律とでもいうべき、「取締組自守規則」を定めた。

このように、ポリスとして日常使われていた言葉は、制度の法文化に際して「取締」

ないし「取締組」と公称されるようになった。

第3 邏卒

1 邏卒の誕生

明治4年7月廃藩置県が断行され、これまで治安維持に当たってきた藩兵・府兵の基盤がなくなったため、新たな警察力の整備が急務とされた。再三にわたる東京府からの上申もあり、同年10月23日の太政官達により東京府にはじめて邏卒制度が創設された。

これには、

今般府下取締トシテ邏卒三千人被備置候条此旨相達候事。但諸費之儀大蔵省へ可打合事

とあり、ポリスの語に代わって邏卒の語が公用語として登場した。しかし、官名としてはまだ邏卒とは呼ばれず、「取締」ないし「取締組」が正式名称であった。

すなわち「取締組大体法則」に

総長ノ職務ハ管下ノ組頭以下総体取締組ヲ指揮シ、其怠惰ヲ督シ、取締ノ規則ヲ施行シ区内ヲシテ安全ナラシムヘキ事

とあるように、組頭、小頭、組子の別に分かれていた取締組の総称として邏卒と呼んでいたのである。しかし、俗称としてはなおポリスで通っていたほか、明治5年9月（日欠）の東京府達に

府下人民保護ノ為メ辛未十月ポリス三千人新置相成、壬申四月千人増ノ上市街日夜巡査、盜難火災ノ憂ナキ御恩澤、衆庶ノ知ル所ナリ 云々。

とあるように、依然として公文書にもポリスの語が用いられていた。

邏卒が公式の官名になったのは、明治5年5月13日の太政官達により邏卒総長以下の官職等級が定められ、次いで同19日の東京府達により取締組が邏卒と改称されたことにはじまる。東京府より前に神奈川県では、明治4年11月27日邏卒課を設け、翌5年1月には邏卒総長の官職を定めるとともに、従来の取締組を邏卒と改称しているが、これは太政官達に基づくものではない。

2 大築拙蔵の『邏卒勤方問答』

佐倉藩士で神奈川県出仕の二等訳官大築拙蔵（注8）は、明治5年1月、英国の警察教科書を翻訳し、『邏卒勤方問答』として横浜活版社から出版した。これはわが国最初の警察教科書ともいうべきもので

- 都邑邏卒^{らんしゅう}濫觴ノ事
- 犯人ヲ召捕ユル事
- 邏卒召捕ノ証書ヲ以テ取計ラウ時ノ事

等30項目について、邏卒の任務および犯人検挙の指針をはじめ礼儀に至るまで、問答

形式により解説したものであるが、書名のとおりすべて「邏卒」の語をもって統一して述べている。

3 『香港巡邏章程』

何幸五郎^{がこう ごろう}訳『香港巡邏章程』(注9)が横浜活版社から発行されている。この書は、全文27枚の簡潔なもので、第1条「邏卒の衣服」にはじまり、第4条で「邏卒の昇進」、第5条で「酌酤人及び無礼人」の取扱いを示し、最後に条項なしで、「武器を使用せしむるための教令」と題して「邏卒の用ゆる武器」の用法(使用基準)を定めている。

刊年不明であるが、全文変体仮名によるものであるところから推察すると、同じ横浜活版社から発行されている大築拙蔵訳の『邏卒勤方問答』(明治5年刊)よりも前のものであると思われる。

4 『上海邏卒規則』

神奈川県七等出仕石田英吉らが、上海・香港における警察事情調査の結果を建言書として提出したことは前述した。建言書に添えて提出された資料は別巻3冊からなる詳細にして且つ膨大なもので、『上海邏卒規則』、『香港邏卒規則見聞記』、『香港土産見聞記』、『香港獄庁ノ章程』、『香港海口規則』が収録されているが、『上海邏卒規則』は資料の筆頭に位置する。(注10)そして、ここではすべて「邏卒」の語が用いられている。

「邏卒」の語は、石田らが建言書や資料を提出するより前、すでに東京府に邏卒を設けるときの太政官達に用いられ、神奈川県をはじめとして、東京府においても邏卒を正式な職名・官名としていたので、提出資料のすべてを「邏卒」の語をもって統一したことは当然のことであった。

5 警邏

明治4年11月、全国の県を改廃して3府72県としたのに伴い、同月27日県治条例・県治事務章程が制定公布された。その上款第16条において

地方警邏ノ規則ヲ定メ或ハコレヲ変更スル事

は主務省への稟議事項と定めているが、ここでの「警邏」は今日のパトロールの語義ではなく、現在の警察と同義であった。

また、明治7年1月10日の『内務省職制並事務章程』第1条において、内務省の所管事務の一として

戸籍ノ法ヲ設ケ警邏ノ規則ヲ定メ或ハ之ヲ更正スル事

と定めているが、ここでも「警邏」を警察と同義に用いている。

6 邏卒の語

諸橋轍次著『大漢和辞典』(第11巻)は邏卒の項で、邏卒を、みまわりの兵士、巡

兵、邏卒と訓じ、その出典例として温庭筠（注11）伝のなかの「丐錢揚子院、夜酔、為邏卒、擊折其齒」（夜酔い、邏卒のために、その齒を擊折せらる）をあげている。温庭筠（812年頃～870年頃）は、中国・唐代の詩人であるから、晩唐の頃にはすでに邏卒の語があったと思われる。しかし、それが明治の世になって直接持ち出されて用いられたとは考えにくい。

また、石井研堂氏も、その著『明治事物起原』〈巡查制の輸入先〉のなかで、邏卒の語の起源に関し、諸橋・『大漢和辞典』と同じ出典を示して

「漢語の邏卒とは、巡兵といふに同じく、巡察の兵のことにて、唐書・温庭筠伝に『夜酔ひ、邏卒の爲めに、其齒を擊折せらる』とあり、出典には、かく古き字なれば上海の居留地などに、まづ用いられ、それが、そのまま本邦に採用せられしなり」と述べておられる。

しかし、1847（弘化4）に上海で発行された『英華辞典』（ENGLISH AND CHINESE DICTIONARY）には、Police, officerの項は、門班、衙役（がえき）、役卒、捕役、捕庁などと訳しているのみであり、邏卒の訳語は見当たらない。

その後、英国人・羅布存徳（注12）原著による『英華辞典』が、明治16年（1883）にわが国から刊行されている（後述）。この辞典にも、Police 捕庁、門班等々とあり、Policeman 衙役、差役とある。また、Patrol は一巡、一巡邏、巡邏、巡官、巡兵などとあるのみで邏卒の訳語は出てこない。

以上みたように、いずれの英華辞典もポリスあるいはポリスマンを邏卒と訳しておらずパトロールマンについては載録されていない。

石井研堂氏が説かれる「唐書・温庭筠伝のなかの邏卒の語が、上海の外人居留地などでまず用いられ、それをわが国が採用した」との説には賛同し難い。

前述の如く、福沢諭吉は『取締之法』のなかで、パトロールメンを巡邏番卒と訳している。邏卒制度の創設にあたり、この漢字四文字を二文字に縮めて「邏卒」と造語したものである。

第4 辞典類にみるポリスと警察

「警察」という言葉が欧米語の翻訳になるものであるとするならば、それは英和、英華（漢）、独和、仏和等の対訳辞典または国語辞典に、何時、如何なる形で登場するに至ったのであろうか。第2章「警察の語の登場」と前後するが、便宜上以下、幕末から明治初年にかけて出版された辞典類についてPOLICE（英・仏）ないしPOLIZEI（独）がどう訳され、どのように扱われていたか、若干追跡してみたい。

1 英和对訳辞書

幕末から明治初年にかけての英和对訳辞書としては、

- 『^{あんげりあごりんたいせい}暗厄利亜語林大成』(文化9~11=1811~14) (注13)
- 『英和対訳袖珍辞書』(文久2=1862) (注14)
- 『改正増補 英和対訳袖珍辞書』(慶応2=1866) (注15)
- 『和訳英辞書(薩摩辞書)』(明治2=1869) (注16)
- 『英和対訳辞書(開拓使版)』(明治5=1872) (注17)

が刊行されている。(括弧内は刊行年)

『暗厄利亜語林大成』は、わが国最初の英和辞書であり、刊行年からして当然Policeの登載はなく、Policy 又 Policie 政理学 とある。

『英和対訳袖珍辞書』にも Police は載録されておらず、改正増補英和対訳袖珍辞書では Police 政治 と訳出している。

『英和対訳袖珍辞書』の3訂版とでもいうべき『和訳英辞書』(いわゆる薩摩辞書)においても、Police ポリース 政治 とあるのみである。

明治5年刊行の開拓使版とよばれる『英和対訳辞書』に至って、Police 政治 セイチ と出し、はじめて、Policeman 守人(市中ノ)と載録している。

2 英華(漢)辞典

中国は、わが国より早くから英国をはじめとする欧米諸国の影響下にあり、1847年(弘化4)には、はやくも英華(漢)辞典の刊行をみている。西洋文化導入の先兵だったわが国の翻訳者、対訳辞書編纂者達は、和訳語を造るにあたって、英語の対訳がどのような漢字で表わされているか、漢語訳の書物や辞典を参考にした。

一例をあげれば、明治5年7月に刊行された『英和対訳辞書』の序文に、編者の荒井郁之助は「是書ハ英華辞典『ウェブストル』氏ノ辞書等ヲ校シテ之ヲ梓行ス」と記しており、また、翻訳語を数多く造った箕作麟祥は、明治20年9月15日の講演のなかで「支那訳の万国公法に『ライト』と『オブリゲーション』という字を権利義務と訳してあったので、それを抜いた。」と述べている。

当時の翻訳者や辞書編纂者達が、英華(漢)対訳辞書など文字を同じくし、しかも漢字先輩国である中国の訳例を参考にとたことは、当然の作業過程であったといえる。

「邏卒」の項において若干触れたが、中国では Police をどのように訳出していたか、英華(漢)辞典 English Chinese Dictionary について、改めてみたい。

(1) 『英華辞典』(1847=弘化4) (注18)

1847年、上海で刊行された英華(漢)対訳辞書である。この辞書では、Police, officersの項に、門班、衙役、役卒、捕役、捕庁等の訳をつけてある。捕役は盗賊を捕らえる役人すなわち捕吏であり、捕庁は現在の警察署であろう。

これからは、わが国でポリス Police を邏卒、警保、警察と訳した痕跡を見いだすことはできず、それらの訳語を造るにあたって英華辞典にもとづいていないことが分かる。

(2) 『増訂英華字典』(明治16=1883) (注19)

この字典は、羅布存徳(注20)原著、井上哲次郎(注21)訂増として、わが国から出版されている。

発行年からして、警保ないし警察という言葉はすでにわが国に定着していたのであるが、定着後の英華(漢)辞書が Police をどのように訳しているかみてみたい。

Policeの項をみるに、In China, personal establishment 捕庁、官差とあり、superintendent of police は捕庁、first police magistrate's court は巡理庁、inferior officers of policeは門班、a police constable は捕役、員差、Policeman は衙役、差役と訳されている。

さらに、Patrol については、A round 一巡、一巡邏とあり、the guard or officers who go the rounds for observation は巡官、巡兵等と訳され、動詞としては巡、巡邏、巡更としている。

この『英華字典』は、翌明治17年に同じ井上哲次郎によって増訂版(注22)が出版されているが、Police, Patrol についての訳は変わっていない。

(ちなみに、漢和字典によると、捕庁はわが国の警察署にあたり、官差は官のつかい、捕役は巡查の称、員差はわが刑事巡查のごとき職、衙役は官衙の給事あるいは仕丁とある。給事は給侍と同義で、貴人のそばに仕える者、だとする。)

このように、明治16年ないし明治17年発行の英華字典においても邏卒、警保および警察などという訳語は見当たらず、それらがわが国独自の造語であることが分かる。

次は独和、仏和および国語辞典についてみてみたい。しかし、これらはいずれも明治8年以降に刊行されたものであり、警保ないし警察という言葉はすでに登場していたので、本来第2章「警察という言葉の登場」において述べるべきであるが、辞書類のなかでの理解度と浸透度をあわせて知るため、便宜上、辞典類のなかでみておきたい。

3 独和辞典

(1) 『増訂独和字彙』(明治20=1887) (注23)

この辞典は、明治16年刊行の『独和字彙』の増訂版である。(『独和字彙』によりた

かったが、手にできなかつたので、やむをえず増訂版によつた。)

この辞典では、Polizei 警察、警察官、Polizeiamt 警視庁、Polizeidiener 巡査、Polizeigewalt 警察権、と完全に訳出している。

(2) 『独和辞書大全』(明治23=1890) (注24)

この独和辞書では、主要な漢字には片仮名でルビをつけ、Polizei 警察、警察署、警視、Polizeiamt 警察署 警視庁、Polizeidiener 巡査、Polizeidirektor 警視總監 (Polizeidirektorの誤植か) と完全に訳している。

4 仏和辞典

(1) 『仏和辞書』(明治19=1886) (注25)

この辞書は、日本語訳は縦組でPolice 政治、行政、警察と、Police r 警察ヲ行フ、支配スル、開化スルとある。

(2) 仏和字彙 (明治26=1893) (注26)

この仏和辞書には、Police 警察、巡視、監視、取締とあり、haute 警視、Policeman 警吏とある。Policerについては、前出『仏和辞書』とは一部異なり、警察ヲ行フとの訳を削除し、別項をたてて開化サスル 淳化サスル 開化スルと訳し、その本義のみを載録している。

5 国語辞典

(1) 『漢語字類』(明治8=1875) (注27)

画数順に左横書きで編集されているこの辞書には、警省 ケイセイ キョツケル 警戒 ケイカイ ヨウジン 警備 ケイビ ヨウジンスル 警衛 ケイエイ ケイゴスル 警視 ケイシ キョツケミマワル 警察 ケイサツ 上二同ジ 警巡 トキマハリ と出ている。警察は「上に同じ」として「警視」と同義に注している。

(2) 『文明いろは字引』(明治10=1877) (注28)

この字引は「けの部」において、警 イマシム、警察 イマシメル、警衛 イマシメマメル、警固 カタメル、警備 イマシメソナヘルと注するだけで、未だ十分な字義の説明に至っていない。

(3) 『必携熟字集』(明治12=1879) (注29)

この辞書も、前出『文明いろは字引』同様、警察 イマシメミル、警保 キョツケモリスル、とあるのみである。警保にはケイホウとルビをふり、警保をケイホウと読んでいたことを示している。

(4) 『日本大辞書』(明治26=1893) (注30)

明治年代の代表的国語辞典であるこの辞書では、「警察」を「スベテ法律ニ違ツタ所

業ヲ警メ、人民ノ保護ヲスル職務」と解説し、用例として警察官、警察署、警察部をあげている。しかし、未だ警視・警部は載録されていない。

注1 栗本安芸守鋤雲

文政5（1822）～明治30（1897）江戸・神田生まれ。幕臣出身。幕医の家に生まれ、幕府奥詰医師・栗本家の養子となり医業を継ぐも、文久2年特命をもって土籍に列し、箱館奉行組頭等を歴任、慶応元年閏5月軍艦奉行並、同11月外国奉行となり親仏派の中心として活躍した。慶応2年8月フランス公使となり、フランスとの協調につとめたが、幕府瓦解後帰国し、明治2年『暁窓追録』を上梓した。のち報知新聞社の主筆に迎えられ、文筆をもって盛名をはせた。年76歳で没。

注2 『暁窓追録』

栗本鋤雲が著わしたパリ滞在中の見聞録。明治2年刊行。本稿は『匏庵遺稿』（明治30裳華書房発行）所載の『暁窓追録』によった。匏庵は鋤雲の雅号。

注3 『横浜沿革誌』明治25年7月神奈川県土族太田久好著兼発行。

ここに「取締長ハ帯ノ後部ニ真鍮ヲ用ヒ横文ニテ『ポリス』……ト記シ」とあるが、『日本国語大辞典』、『大言海』等によると、横文は（おうぶん）と読み、いわゆる横文字の意。ローマ字でPOLICEと記してあったと思われる。

注4 石田英吉

天保10（1839）～明治34（1901）貴族院議員。男爵。土佐藩（高知県）にて藩医の子に生まれ、文久元年（1861）大阪に出て緒方洪庵の門に入る。同2年上京して勤皇の士と交わり、国事に奔走、奇兵隊や海援隊にも参加し、この間に陸奥宗光の知遇を得た。維新後新政府に仕え神奈川県出仕を経て、明治8年秋田県権県令、同16年長崎県令。以後、千葉県知事、高知県知事を歴任。同23年陸奥宗光農商務大臣のもとで次官を務めた。年63歳で没。

注5 栗屋和平 未詳

注6 ポリスホールス police force 警察のこと。

注7 広沢真臣

天保4（1833）～明治4（1871）長州藩（山口県）出身。尊皇攘夷運動から討幕運動の指導者となり、明治新政府の海陸軍務掛、内国事務。版籍奉還を計画・実現し、民部大輔を経て参議に任ぜられたが、明治4年1月9日暗殺された。年39歳。犯人不明。

注8 大築拙蔵

生年未詳。非職判事 従七位。宮城県の人。明治10年司法一等属、14年東京上等裁判所判事、15年司法省判事、17年9月非職となる。19年7月16日病没。（『明治過

去帳＝物故人名辞典』)。『神奈川県警察史』(上巻)には要旨、「佐倉藩士、15歳のとき江戸に出て、はじめ蘭学、のち英学を修めたが、攘夷派に狙われ難を佐倉に避けた。維新後に上京、明治2年7月大学中教授に任ぜられたが、そのままの身分で神奈川県に出向した。同4年12月神奈川県二等訳官に任命され、英国のイートン著『法律約例』(契約判例)3巻を神奈川県庁から出版した」とある。

注9 『香港巡邏章程』

何幸五郎(がこうごろう)訳、横浜活版社発行 刊年不明。訳書の最終ページに、「大総長 ワルトル・メルデツ・デアン。主宰チャルド・グレース・マクド子ル 一覽済 於香港千八百六十九年第四月二十七日」とある。昭和50年『警察研究』第46巻第4号所載の中原英典氏の論文によると、訳者の何幸五郎は、長崎県出身、本名良英。年齢は壬申(明治5年＝1872)に30歳とあり、明治元年長崎県二等通弁役、同4年神奈川県訳官、同5年一等訳官、同7年同県七等出仕。同9年同県退官。「その後時期不詳ながら工部省少書記官を経て、日本鉄道会社に関係したと伝えられる。」とある。なお中原英典氏は『香港巡邏章程』の発行を明治5年5月横浜活版社とされている。

注10 『上海邏卒規則』

神奈川県七等出仕石田英吉及び九等出仕粟屋和平が明治5年10月(日欠)上海、香港の警察事情調査結果を提出した。連名の建言書に添えられた別巻3冊の膨大な資料の筆頭に『上海邏卒規則』がある。(『法規分類大全』第一編警察門 警察総)

注11 温庭筠

812頃～870頃。本名岐、字飛卿。晩唐期を代表する詩人として李商隠とともに「温李」と並称される。詩集『温飛卿詩集』7巻(『中国人名事典』)

注12 羅布存徳

未詳。明治17年刊行の『増訂英華字典』には、英国人ロブスナードと著作者名を記しているのが、ロブスナードの宛字と思われるが、これについても未詳。

注13 『暗厄利亜語林大成』(あんげりあごりんたいせい)

オランダ通詞・本木正栄(もときまさひで)らによって編纂されたわが国最初の英和对訳辞書。文化9年(1812)～文化11年(1814)刊行。文化八年に編纂した『暗厄利亜興学小筈』を大成したもので、収録語数約6300。暗厄利亜(又は暗厄里亜、暗厄里亜里)は、アンゲリア、アンゲリヤの宛字で、イギリスのこと。

本木正栄は、明和4年(1767)大通詞・本木良永の長男として生まれ、父祖の業を継ぎオランダ通詞となった。オランダ語のみならずフランス語、英語にもすぐれていたほか、砲術、万国地図、軍艦図解等に関する訳著がある。文政5年(1822)没。年56歳。本稿は日本英学史料刊行会編集 昭和57年5月 大修館書店発行の復

刻版による。原本は長崎市立博物館所蔵とある。

注14 『英和对訳袖珍辞書』(えいわたいやくしゅうちんじしょ)(文久2=1862)

藩所調所教授・堀達之助らが安政6年幕府の命により編集、文久2年(1862)洋書調所(文久3年開成所と改称)から刊行。活版印刷(ただし訳語は縦組・整版=木版)によるわが国最初の英和辞典。俗に「開成所版」と呼ばれ、版を重ねて後続の英和辞典に大きな影響を与えた。

堀達之助は幕臣。文政6年(1823)長崎のオランダ通詞の家に生まれ、アメリカ捕鯨船員から英語を学ぶ。藩所調所対訳辞書編纂主任に抜擢され、西周、箕作麟祥らと『英和对訳袖珍辞書』(文久2年=1862)を出版した。勃興期の英学界に大きく貢献し、維新後は函館裁判所参事席、開拓使大主典一等書記官に累進した。明治27年1月没、年72歳。

注15 『改正増補英和对訳袖珍辞書』(慶応2=1866)

文久2年初版の英和对訳袖珍辞書の改正増補版で、慶応2年開成所から出版された。堀越亀之助らの訂補による。

注16 『和訳英辞書』(薩摩辞書)(明治2=1869)

薩摩学生の高橋新吉、前田正名共編・発行であるところから、通称「薩摩辞書」と呼ばれる。『英和对訳袖珍辞書』(文久2年)、『同改正増補版』(慶応2年)を増補したもので、表紙に Third Edition Revised とあるのは開成所辞書の第3版の意味である。高橋新吉らは、留学費用を稼ぎだすため、辞書出版を計画したといわれ、明治2年上海で印刷して出版した。

高橋新吉は薩摩藩士で、天保14年(1843)生まれ。のち日本勧業銀行総裁、九州鉄道社長、貴族院議員。大正7年11月没。年76歳。前田正名も薩摩藩士、嘉永3年(1850)生まれ。のち山梨県知事等を歴任、農商務次官、元老院議員。大正10年没 年72歳。

注17 『英和对訳辞書』(開拓使版)(明治5=1872)

編者の荒井郁之助は元幕臣。天保6年(1835)生まれ。長崎海軍伝修所に学び航海術を習得。榎本武揚とともに軍艦を率いて政府軍に抗戦したが敗退。繫獄3年に処せられ、この間獄中にて辞書編纂につとめた。特赦されたあと、開拓使出仕を命ぜられ、明治5年『英和对訳辞書』を出版(俗に「開拓使版」と呼ばれる)。のち、内務省測量局長を経て中央气象台の初代台長に就任し、標準時の制定を行なった。明治42年(1909)没。年75歳。

注18 『英華辞典』(1847=弘化4)

上海にて出版された英華(漢)辞書。表紙に BY W. H. MEDMURT, SEN SHANHAË 1847 ENGLISH AND CHINESE

DICTIONARY とある。

注19 『増訂英華字典』(明治16=1883)

明治16年秋8月 羅布存徳原著 井上哲次郎訂増 藤本氏蔵版 とある。

注20 羅布存徳未詳

注21 井上哲次郎 井上哲次郎〔安政2(1855)~昭和19(1944)〕は福岡県生まれ。明治期の代表的哲学者。帝国大学教授。貴族院議員。

注22 『増訂英華字典』(明治17=1884)

明治17年7月出版。明治16年版の増訂版である。英国人ロブスナード、訂増者井上哲次郎。出版兼発売人 東京府平民 藤本次右衛門 とある。ロブスナード 未詳

注23 『増訂独和字彙』初版は明治16年1月。和田音吉郎、風祭甚三郎纂訳 金港堂版。従四位西周撰。明治17年11月増訂再版。本稿は、明治20年2月第3版、風祭甚三郎識、後学堂蔵梓によった。

注24 『独和辞書大全』明治23年 行徳永孝纂訳、金原蔵版による。

注25 『仏和辞書』明治19年12月 中村秀穂纂訳、東京 同盟出版書肆 による。

注26 『仏和字彙』明治26年 中江篤介、野村泰亨共訳 仏学研究会蔵版による。中江篤介は、土佐生まれの思想家・中江兆民の名。野村泰亨(たいこう)は江戸生まれのわが国仏文学の先駆者。

注27 『漢語字類』明治8年第12月 東京荘原和識 大森惟中閱

注28 『文明いろは字引』明治丁丑冬日(明治10年11月)片岡義助編輯 京都書肆 春風堂版による。

注29 『必携熟字集』明治12年5月 村上快誠編輯 快堂蔵梓

注30 『日本大辞書』明治26年9月 編纂兼発行 東京府士族 山田武太郎 発行 日本大辞書発行所 山田美妙 とある。同大辞書は明治年代の代表的国語辞典。美妙は武太郎の雅号で、明治時代の文学者、小説家。父は元南部藩士で明治初年の島根県警察部長。

第2章 「警察」という言葉の登場と定着

第1 「警察」という言葉の登場

1 加藤弘之の『国法汎論』（警保）

わが国における近代政治学の発達に貢献した加藤弘之は、明治天皇の侍講として、明治4年8月頃から4年をかけて(注1)、スイス生まれの法学者ブルンチュリ(注2)の主著『国法汎論』(Allgemeines Staatsrecht)を訳して、これをテキストとして進講した。

加藤弘之が明治5年4月付で記している「国法汎論小引」(はしがきの意)には、

一款成ル毎二、^{すなわ}輒チ進テ之ヲ侍講ス

とあるが、同年5月には文部省から「従五位 加藤弘之訳 国法汎論」として刊行されているので、この時点で『国法汎論』のすべては訳されていたものと考えられる。

加藤弘之は『国法汎論』巻之7第8款警保(ポリツァイ)の項において、ドイツ語のポリツァイ(Polizei)を「警保」と訳し、警保権・警保官等の訳語を多用している。そして、ポリツァイを「警保」と訳したことについて、「ポリツァイ」は、

即警保ノ原語ニシテ、公衆ノ安寧健全ヲ照顧警保スルノ義ナリ。警保ノ訳字、原義ヲ尽シ難シト雖モ、未タ妥当ノ訳字ヲ得サルヲ以テ姑ク之ヲ用フ

と注釈している。

そうしたうえで警保の本性として、

警保官ノ職掌ハ、本来刑罰ヲ施スニアラス、唯照顧ヲナスナリ。総テ警保官タル者ハ公衆ノ安寧ヲ保全スルヲ以テ、全ク其目的トナスコト当然ナリ。

などと訳しているほか、国事警保、私事ノ警保、健康ノ警保、安全ノ警保、火災ノ警保、教育ノ警保等々、ポリツァイをすべて「警保」と訳している。

この「警保」なる訳語は、明治5年8月に設置された「司法省警保寮」を経て、同6年11月10日から全国警察の統括機関である「内務省警保局」の名称として用いられ、戦後、昭和22年12月31日の内務省解体に至るまで権威ある語として用いられた。

ちなみに、警保なる語は当初、ケイホウと読まれており、『必携熟字集』(明治12年刊)にもケイホウと振り仮名がつけられ、その意味としてキヨツケモリスルとある。

2 箕作麟祥の『仏蘭西法律書・刑法』（警察）

加藤弘之と同様、元幕臣ながら維新後新政府に出仕して行政裁判所長官などを歴任し、民法、動産、不動産等々数多くの訳語を造った箕作麟祥(みつくりりんしょう)(注3)は、西洋法律の翻訳とわが国成文法の起草に寄与するところ大であった。

その箕作麟祥が翻訳して、明治6年6月に出版した『仏蘭西法律書・刑法』(注4)においてフランス語のPoliceの訳語として「警察」を用いている。

すなわち『仏蘭西法律書・刑法』では、まずその目録(目次の意)において、「第一

篇 司法警察ノ事及ヒ警察ノ職ヲ行フ官吏ノ事、第一章 司法警察ノ事、第四章 第一款 司法警察ノニ付キ検事ノ権限、第五章 検事ヲ補佐スル警察官吏ノ事」をあげている。

また、「前加規則」（1810年2月12日決定同22日布告）第1条「法律上ニテ警察違反ノ犯ヲ治スルノ刑ヲ用ヒ罰スル罪ヲ註誤ト云フ」などとある。

大概文彦編著にかかる『箕作麟祥君年譜』によると、明治2年（24歳）12月27日「仏蘭西法律書・刑法翻訳勲励卒業ニ付金百円ヲ賜ハル」とあるので、この時点ですでに訳了していたと思われる。この箕作麟祥が翻訳した『仏蘭西法律書・刑法』に出てくる「警察」なる訳語が、わが国における「警察」という言葉の初めての登場と目される。

3 司法職務定制

わが国に「警察」という言葉が公用語として登場したのは、明治5年（1872）8月3日太政官達無号「司法職務定制」（仮定）が初めてである。

すなわち、その第6章「検事職制」の第22条において、検事を大検事、権大検事、中検事、権中検事、少検事、権少検事の六に分ち、その職務として

第二 検事ノ職ハ罪訟事端発スルニ始リ裁断処決ニ止リ未発ヲ警察スルノ事ニ干預セス

と規定し、「警察スルノ事」というように動詞として用いているのが最初の用例である。（動詞として用いられていた言葉が、その後普通名詞に転化した例は他にもある。警視スル、巡查スルなどがそれである。）

また、「警察官」という言葉は、翌6年6月に改正された「検事職制」の第25条において初めて使われた。すなわち、

罪犯アリテ蹤跡明白ナル者及現行罪犯ハ検事ヨリ検部又ハ警察官ニ命シ逮捕シテ状ヲ具シ判事ニ付ス

とある。

しかし、「警察」という言葉がわが国で定着しはじめるのは、後述するように明治7年以降のこととなる。

4 川路大警視の建議書

明治5年4月25日司法卿に就任した江藤新平は欧州出張を命じられたが、政務多忙のため実現せず、結局、警保助兼大警視・川路利良（注5）以下8名の随行者だけで同年9月8日出発し、フランス、ベルギー、ドイツ及びロシア等の警察事情を視察し、翌6年9月6日帰国した。

川路は西洋諸国の警察事情を視察した結果、「臣至愚且西洋ノ文語ニ通セス 全ク通弁ノ助ケニ依ルモノニシテ得ル所実ニ尠シ」としながらも、国家として近代的警察を

樹立することが急務であることを痛感し、行政警察と司法警察を分離し、前者は内務省、後者は司法省の所管とすることなどを骨子とする建議書（注6）を、帰国早々の同年9月、時の警保頭・島本仲道（注7）を通して提出した。

この建議書は「夫レ警察ハ国家平常ノ治療ナリ 人ノ兼養生ニ於ケルカ如シ」で始まっているものであるが、文章の中で「警察」の語を多用しているのが大きな特徴である。しかし、ここではまだ動詞として使われたり、名詞として使われたり、或いは警保と混用したりしており、用語として固まった用い方とは言いがたい。

また、警察の語が最初に用いられたのは、川路大警視の建議書だとする向きがある。しかし、建議書提出の時点では、箕作麟祥がポリスを警察と訳した『仏蘭西法律書・刑法』はすでに出版されており、また、明治5年8月の「司法職務定制」において警察の語が用いられ、翌6年6月の「検事職制」において「警察官」の語が法令用語として使われているので川路の建議書はこれらに依拠しているものと思われ、その建議書が最初の用例とは考えられない。

5 江藤新平と警察

明治新政府の中であって、明敏な頭脳と優れた企画力と実行力をもって数々の法令・制度を作り、維新の推進力となったのは元佐賀藩士の参議江藤新平（注8）であった。江藤は、明治2年10月中央政府に召され同年11月8日中弁・制度局御用掛を命ぜられて法律制度の調査・立案に携わった。4年7月18日文部省が創設され、江藤は文部大輔に就任したが、一日遅れの7月19日明治天皇の侍講を勤め『国法汎論』のなかでポリツァイを「警保」と訳した加藤弘之が文部大丞として着任した。さらに一日遅れの7月20日『仏蘭西法律書・刑法』の中でポリスを「警察」と訳した箕作麟祥が文部省出仕を命ぜられ文部権大丞兼大教授として着任した。こうして人材を得た江藤は文部省官制・職務規定等を定め、わが国教育の基礎を策定するとともに文部省の基礎固めをした。（加藤弘之は同年10月8日外務大丞に転出した。箕作麟祥は4年10月司法権中判事、5年8月司法省御用兼勤となり、9年1月司法大丞となった。）

江藤は、左院副議長を経て、翌5年4月25日司法卿となり、同年8月3日「司法職務定制」（太政官達無号＝仮定）を発した。この司法職務定制は、仮定ながらも司法制度近代化の基礎をなすものであった。

明治5年8月27日東京府邏卒は司法省所管となり、新たに置かれた警保寮に属することになった。そして翌6年11月内務省設置とともに同省の所管とされ、以来、戦後の昭和22年12月31日内務省解体に至るまで、警察は内務省警保局の所管するところであった。

江藤の諸外国の法制に関する知識は、翻訳された書籍の研究によるほか、加藤弘之や箕作麟祥らに負うところが大きく、とくに、箕作麟祥に対する江藤の信頼が厚かつ

たことは『箕作麟祥君伝』(大槻文彦編著)によっても知ることができる。警察の組織・制度を策定するに際し、加藤弘之が訳した「警保」と箕作麟祥が訳した「警察」とを司法省の責任者である江藤司法卿が裁決して命名したものと考える。

また、選卒が新設の警保寮に所管替えになった明治5年8月28日に、大警視、大警部等の階級名称ができ、続いて同年10月には巡査の名称も誕生したが、これらはいずれも江藤司法卿在任中のことである。

第2 「警察」という言葉の定着

「警察」という言葉が定着するのは、明治7年1月15日警視庁が創設されたとき発せられた「今般東京警視庁被置官等左ノ通被定候条此旨相達候事」とする太政官達第6号、同年1月28日の「検事職制章程・司法警察規則」(太政官達第14号)、同年2月7日太政官達番外無号「東京警視庁職制章程並諸規則」及び8年3月7日「行政警察規則」(太政官達第29号)制定以降のことである。

すなわち司法警察規則では、

第10条 司法警察ハ行政警察予防ノ力及ハスシテ法律ニ背ク者アル時其犯人ヲ探索シテ之ヲ逮捕スルモノトス

第11条 司法警察ノ職務ト行政警察ノ職務トハ互ニ相牽連スルヲ以テ一人ニテ其二個ノ職務ヲ行フ者アリト雖モ其本務ニ於テハ判然区域アリトス

などとしている。また、東京警視庁職制章程並諸規則の第2章警視庁章程では、

第4条 行政警察予防ノ力及ハスシテ法律ニ背ク者アルトキ其犯人ヲ探索逮捕スルヲ司法警察ノ職務トス 之ヲ行政警察ノ官ニ於テ行フトキハ検事章程並司法警察規則ヲ照スヘシ

などとしており、さらに、翌年発せられた行政警察規則においては、「第一章警察職務之事 第一条 行政警察ノ趣意タル人民ノ凶害ヲ予防シ安寧ヲ保全スルニアリ」と規定し、警察という言葉が法令用語として用いたうえで、行政警察と司法警察の概念をはっきりと区別して打ち出すようになった。

このように、「警察」という言葉が法令用語としてわが国に定着するようになったのは明治7年(1874)からとみるのが妥当である。

しかし、明治7年1月15日の「警視庁職制並事務章程」(太政官達第6号)第2章では、

警保ノ大趣意ハ人民ノ凶害ヲ予防シ安寧ヲ保全スルニアリ之ヲ行政警察ノ官トナス

と、「警保」の語を用い、また、東京警視庁創設のとき発せられた布告には、

今般東京警視庁被置警視事務其省之指令ヲ可受旨相達候條此旨可相心得事とあり、警察事務を「警視事務」と表し、用語は明確には区別されていない。

さらに、同7年2月7日の東京警視庁職制章程並諸規則（太政官達番外無号）においては、警視長の職務を

- ・東京警保ノ事務ヲ総提シ大警視以下ノ諸員ヲ管督シ各其職ヲ尽サシム
- ・国事警察ノ事ニ付テハ直チニ正院ノ指令ヲ受ルコトアルヘシ
- ・諸省卿ノ命ヲ奉シ又ハ使府長官ノ附托ヲ受ケ其権内ノ警察ヲ行フ
- ・警保事務ニ付テハ区長戸長又ハ其副役ノ者ヲ指揮シ或ハ人民ニ命令スルコトアルヘシ

と定め、警保と警察とを混用しているが、警保を警察よりやや広義に用いているかに見える。

第3 警察と警視

警察という言葉が法令用語として用いられるようになりながらも、警察の同義語として警保、警邏、警視等の語が使われていた。現在、警保の語はすでに死語に等しいし、警邏はパトロールの意味と化し、警視という言葉は警察官の階級を示す言葉としてしか通用しない。しかし、明治初年においてはこれらの言葉、特に警視の語は警察と全くの同義語として用いられていた。

明治7年1月15日東京警視庁が創設された。この警視庁なる名称は、現今では首都警察を意味するものであるが、明治初期の用語例に従えば、今日の警察庁と全く同じ意味合いを表すものであった。次に例示するように、警視は警察と同意義であり、そして庁の旧漢字体は廳であって、「民の声を聴く役所」を意味するものであるから、東京「警視」庁はさしづめ東京「警察」庁とでもいうほどの意味であった。

すなわち、明治9年2月24日制定された「貸座敷並娼妓規則」（警視庁第47号）によれば、

貸座敷ノ営業ハ……総テ警視官ノ命令ヲ奉承シ……娼妓トノ契約ノ条件ハ予メ警視官ノ検閲ヲ受ケシメ……娼妓契約ニ背キ或ハ命令ニ従ハサルトキハ警視官ノ処分ヲ請ヒ…… 罪犯其他不良不審ノ徒ヲ見ルトキハ速ニ警視官ニ密告セシム

などと、警視官を警察官と同義に用いている。

また、警視病院、警視医学校、警視署、警視出張所（警視の階級にある者が必ずしも長ではなかった。）などにおける警視の用法は警察と同意義においてであった。また、明治10年1月27日内務省達無号「警視官職制章程」における警視官も、今日の警察官と同義であり、このような用例は他にも多くみられる。

明治15年10月、安積疎水（あさかそすい）の完成式に出席し、福島自由党事件を目的のあたりにした右大臣岩倉具視は府県会中止の意見書を、同年12月7日太政大臣三条実美に提議したが、岩倉はこの中で、

国家ノ重ヲ為ス所ノ海陸軍及警視ノ勢威ヲ左右ニ堤^{ひっさ}ゲ、凜然トシテ下ニ臨ミ、民

心ヲシテ戦栗スル所アラシムヘシ（注9）

と述べている。明治15年に至るもなお、警視は警察と同義に用いられていた。

注1 加藤弘之 天保7年（1836）～大正5年（1916）但馬国（兵庫県）出身、出石藩士。幕府に召されて蕃所調所教授手伝となり、ドイツ学の先駆となった。維新後新政府に出仕して大学大丞、文部大丞、外務大丞等を歴任。明治4年から8年にかけて明治天皇の侍読を兼ねた。『明治天皇紀』4年6月4日の項に「侍読加藤弘之独逸語学の御講習に奉仕すといふ」とあり、同年8月15日の御講習の書日のなかに『国法汎論』が記されており、また5年1月7日の項に「侍講加藤弘之は国法汎論を進講す」とある。4年8月頃から御進講したものと推察される。

明治10年開成学校（のち東京大学）総理、23年帝国大学総長となった。貴族院議員。大正5年2月9日没。年81歳。

注2 ブルンチュリ Bluntschli, Johann Kasper (1808～81) スイス生まれの法学者。1833年チューリッヒ大学教授。のち、ミュンヘン大学、ハイデルベルグ大学教授。主著Allgemeines Staatsrecht（『国法汎論』）

注3 箕作麟祥 弘化3年（1846）～明治30年（1897）江戸（東京）出身。生まれたその年に父を失い、祖父阮甫について洋学を修める。文久3年祖父の死によって幕臣を継ぎ、開成所教授見習、外国奉行支配翻訳御用頭取に進む。慶応3年徳川昭武に随行してフランスに留学。帰国後、新政府に出仕して明治2年大学中博士、4年同大博士、以後累進して13年太政官大書記官となる。西洋法律の翻訳とわが国成文法の起草に尽くした。貴族院議員。行政裁判所長官を務めた。明治30年12月1日没。年52歳。

注4 『仏蘭西法律書』は、序文の日付が、明治6年癸酉6月となっているので、刊年はそれに従った。その序文の中に、「此書、余嘗テ文部省ニ在ルノ日繙訳スル所ニ係ル故ニ民法刑法ノ二者ハ既ニ同省ニ於テ之ヲ梓ニ上ス」とあるので、民法・刑法については明治6年以前に刊行されていたと思われる。また、本文において述べたごとく『箕作麟祥君伝』（大槻文彦編著）の年譜には、「明治二年一二月二七日仏蘭西法律書翻訳勉勵卒業ニ付金百円ヲ賜ハル」とあるので、『仏蘭西法律書・刑法』は、明治2年12月末にはすでに訳了していたものと考えられる。なお、本稿の『仏蘭西法律書・刑法』は明治20年4月自由閣翻刻によった。

注5 川路利良 天保5年（1834）5月～明治12年（1879）10月13日

わが国近代警察の創始者。鹿児島出身。禁門の変に勇戦して西郷隆盛に認められ、戊辰戦争では兵具大隊長として会津若松まで転戦した。明治4年上京して東京府大

属となり、5年邏卒総長、次いで警保助兼大警視に任ぜられた。同年9月警察制度調査のため渡欧。同6年9月帰朝し、警察制度改革のための建議書を提出した。翌7年1月東京警視庁が創置されるや大警視となり、わが国近代警察の確立に尽くした。西南戦争に際しては、陸軍少将を兼任、警視庁警視隊（別働第三旅団）を率いて九州各地で戦った。同12年1月警察制度調査のため再び渡欧したが、病気となり目的を達しないまま10月8日に帰国し、間もなく10月13日没した。年46歳。

注6 建議書 川路利良が提出した建議書の正本は未だに発見されていない。「警視庁史稿」に載っている「建議草案」（明治6年9月島本仲道警保頭ニ上ルとある。）を、ここでは建議書とした。

しかし、日本近代思想大系3『官僚制 警察』（岩波書店・平成2年刊）において、共著者の一人である大日方純夫氏は、「最近、井上三治氏が『刑法附則法理百則』と題する写本の中に、提出正本の写しと考えられるものを発見、初めてその全体像が明らかになった。（本書がその初めての翻刻）」として、建議草案との比較を頭注に掲げておられる。『刑法附則法理百則』については、筆者未詳。

注7 島本仲道（しまもとなかみち）天保4年（1833）～明治25年（1892）。土佐藩（現高知県）生れ。幼時から陽明学を学ぶ。土佐勤王党に加わり活躍したが、勤王党の獄に連なり終身禁固となった。維新後新政府に仕えて司法省に入り、5年6月司法大丞となり、さらに大検事・警保頭を兼ねた。司法卿江藤新平の信頼を得て司法制度の改革などにつとめたが、征韓論に敗れた江藤とともに下野した。西南戦争の時には10カ月投獄され、のち自由民権運動に加わり、20年には保安条例により神奈川県大磯に追放された。明治25年12月没。年60歳。

注8 江藤新平 天保5年（1834）～明治7年（1874）。佐賀藩（現佐賀県）出身。貧窮のなか弘道館に学び、幕末にあっては国事に奔走。明治元年35歳のとき江戸軍監に任命され、江戸遷都を建議。同年5月江戸府判事・江戸鎮台判事として東京の行政に参画。同2年中弁となり中央集権化の官制案を起草。同4年文部大輔・左院副議長を歴任し、同5年司法卿として司法権の独立、裁判制度の整備を進めた。同6年参議となったが、征韓論政変で下野した。翌7年郷里の佐賀に帰り、佐賀征韓党の首領に推されて佐賀の乱を起こしたが敗北。明治7年4月13日斬罪梟首。年41歳。

注9 『岩倉公実記』明治39年9月20日 皇后宮職蔵版・宮内省版 編者多田好問 発行所書肆澤井 （平成7年復刻版による）

第3章 漢籍にみる「警察」と関連する論評

第1 『大漢和辞典』の記述

「序」において述べたように、現在わが国の漢和辞典のなかで最も高く評価されている諸橋轍次著『大漢和辞典』（以下単に『諸橋・大漢和辞典』という）の「警」の部「警察」の項に、警察の語の出典として

〔金史、百官志〕「諸京警巡院使 掌平理獄訟警察別部。」（諸京ノ警巡院使、獄訟ヲ平理シ、別部ヲ警察スルヲ掌ル）

を示している。（注1）

そして〔警巡院〕の項では、

「官名。遼・金・元皆京師に置く。警巡使・副警使・判官等の官あり。裁判及び警察事務を掌る。元の順帝、大都城の四隅に警巡分院を置き、明・清改めて五城兵馬指揮司という。」

と注して、出典として

〔続文献通考、職官考、警巡院〕遼南面五京警巡院、官有警巡使副使。又中京巡邏使司、有巡邏使、東京軍巡院、有軍巡使、金諸京警巡院使一人、掌平理獄訟警察別部総判院事、副一人掌警巡之事（以下略）

をあげている。（注2）

『諸橋・大漢和辞典』の『金史』の引用部分は、少し略してあり、正しくは、

諸京警巡院 使一員、正六品、掌平理獄訟、警察別部、総判院事 副一員、従七品、掌警巡之事

と記してあり、『続文献通考』とは数詞の違いと品位の記載の有無以外、全く同じ記述である。（『金史』は数詞に「員」、『続文献通考』は数詞に「人」を用い、『続文献通考』には品位の記載がない）

「金諸京警巡院使……」以下の部分を訓読すると

「金ノ諸京ノ警巡院、使ハ一人、獄訟（刑事と民事の裁判）ヲ平理（公平に審理）シ、別部ヲ警察シ、判院ノ事ヲ総ルヲ掌ル。副ハ一人、警巡ノ事ヲ掌ル。

と読むことができる。

「別部ヲ警察シ」の「別部」については後に考察することとして、『金史』においても『続文献通考』においても、「警察シ」と動詞として用いているが、わが国における今日の意味での「警察」と同意義のように理解しかねない。（注3）

しかし、金の時代（1115～1234）の「警察」という言葉が、明治初期のわが国警察の草創期に制度上の名として直ちに持ち込まれたとは考えにくい。箕作麟祥が訳した「警察」という漢字二文字を用いた言葉（造語）がたまたま9百年ほど昔の漢籍にもみられる、ということであろう。

さきにみたとおり、1847年に上海で刊行された『英華辞典』にPoliceの訳語として「警察」の語が見あたらないのは、歴代の中国においても使われていなかった言葉であることの証左と思われる。

また当代の問題としても、わが国の警察機関に相当する中国の組織は「公安」の語を用い、公安部（中央）、公安厅（省）、公安局（市、県）、公安処（地方）、公安派出所（末端）としており、警察という漢字を使っていない。（注4・5）

中国文学者の高島俊男氏は、

「明治の新訳語とたまたま同じ字づらのことばがむかしの文献（漢籍、古典、仏典、日本の古典等）に出てくるとか、あるいはむかしから人が使っていたとかいうことはよくある。」と、「演説」「権利」「義務」の例をあげて説明され、さらに「明治になってからは、日本で何千何万の訳語がつくられて、これらの多くが中国に輸出され、いまももちいられている。」

と述べておられる。（注6）このことについては、後に項を改めて考察したい。

第2 「警察別部」

『諸橋・大漢和辞典』が出典として示された『金史』、『続文献通考』いずれの文中にも「警察別部」とあり、「別部ヲ警察シ」と読めるが、日本語的には意味がとりにくい。同じ『金史』の巻57、赤県の部に

令一員、従六品、掌養百姓、按察所部、宣導風化、勸課農桑、平理獄訟、捕除盜賊、禁止游惰（以下略）

とあり、

令一員、従六品、百姓ヲ養イ、所部ヲ按察シ、宣導風化シ、農桑ヲ勸課シ、獄訟ヲ平理シ、盜賊ヲ捕除シ、游惰ヲ禁止スルヲ掌ル（傍点筆者）

と読むことができるが、ここでは「別部」ではなく「所部」と記されている。

しかも、『金史』巻57志第38の校勘記（注記の意）において

〔一六〕警察別部 「別」字疑是「所」字之誤、猶下文赤県令掌「按察所部」。（「別」字是ハ「所」字ノ誤リト疑ウ、下文ノ赤県令ハ所部ヲ按察スルヲ掌ル）

とあり、「別」の字は「所」の字の誤りではないかと、疑問を呈している。

「所部」とは「管轄範囲に属すること」を意味するから、「所部ヲ警察スル」は「管轄地域を警察する」の意味となり、日本語的には理解し易く、「別」の字は「所」の字の誤りではないかとの疑念に同調したくなる。

しかし、『金史』、『続文献通考』とも同一箇所を「別部」としており、さらに『金史』ではほかの部分の文章にも「別部」の記述がみられるので、校勘記の指摘に従って直ちに「所部」の誤りとも断じがたい。

字義に従って解釈すれば、ここでの「別部」は「他の部門」を意味するものと解さ

れ、「警察スル」は現在の日本語的意味での「警察」ではなく、「督察（監督）スル」との意であろうと考える。「金」の時代の「警察」の意義は、今日わが国で用いている「監督」と同程度の言葉であったと理解でき、従って、「警巡院使一人……警察別部」は、「使は（獄訟を平理するのみでなく）警巡院に属する他の部門も監督する」との意味であると解する。

なお、「督察」なる言葉は、『広辞苑』（第5版）にもでておらず、わが国では通常用いられていないが、現在の中国では、1997年に公布・施行された「公安機関督察条例」にもとづく「警務督察隊」（人民警察の規律と作風の教育・整頓を任務とする）が設けられ、「督察」なる言葉を治安の関係機関名として使っている。（注7）

第3 新造訳語に関する論評

1 黄文雄（こうぶんゆう）氏の所論

台湾出身の評論家・黄文雄氏は、その著書『近代中国は日本がつくった』のなかで、日本で作られた新造漢語が中国に持ち込まれ、いかに中国に影響を与えているかを9ページにわたって述べている。（注8）すなわち、「1911年の『普通百科新大詞典』の『凡例』にはわが国の大半は日本から輸入されたものだ」と書かれているが、実際今日の中国語も、日常の生活用語から政治、制度、経済、法律、自然科学、医学、教育、文化の用語に至るまで、日本語からの『借り物』の単語で満ち溢れている。中国人の近代的な生活は日本語の上に成り立ち、営まれているとあっていい。」と記し、「思いつくまま」挙げたとされる数十例の日本からの借り物単語のひとつに「警察」の語を挙げている。（注9）

2 台湾・『新新聞』の記事（注10）

台湾の新新聞文化事業股份有限公司発行の『新新聞』（1）（1998年8月・第597号）に、筆名「南方朔」（本名「王杏慶」）（2）が、「従日本借来警察一詞 卻創造了腐敗新義」（日本から借りてきた警察という言葉に、腐敗という新しい意義を付け加えてしまった）と題する警察批判記事を書いている。そのなかで、南方朔氏は要旨次のように述べている。若干長くなるが引用する。

「中国が現在用いている『警察』という言葉は、清代末から使われた。現代のイタリアの漢学者馬西尼 Federico Masini（3）の『現代漢語語彙の形成』の中に詳細な考述がある。ほかにも、1884年に清朝の総理府が改革の基礎を作るのを目的として翰林院（4）と六部（5）に指示して、傅雲龍（6）を長とする高級官吏による視察団を日本、アメリカ、ペルー、ブラジルへ派遣した。傅雲龍は帰国後多くの考察記を書いたが、その『遊歴日本図経』と『遊歴日本図経余記』両書の中で『警察』という言葉を持ち帰った。続いて、当時中国一の日本の専門家である『黄遵憲』（7）が、その著書『日本国志』の中で日本の警察制度について簡単に紹介して

いる。こうして『警察』という現代名詞が開始出現した。

しかし、中国が正式に警察を設置したのは、これらの著作が出てから数年してからであった。1900年、8カ国連合軍が北京に攻め入り、連合軍が占領地以外の治安維持のために実質的な警察である『安民公所』を設けた。8カ国連合軍後の翌年、北京に連合軍を真似て『善後協巡營』を設け、のちに『巡警総庁』と改名した。同時期に、袁世凱が河北地方に『巡警分局』を設立した。巡警という職稱（の者）が置かれ、以前の保甲・捕快制度（7）に代わって、警察制度が正式に登場した。

このように、現代の『警察』という呼稱の源は日本にある。言葉の形成上からすれば、『回帰借詞』とでもいうべきもので、回り回って帰ってきたものであるが、もともとの言葉の意味としては、もはや忘れ去られている用法である。そして、『回帰借詞』かどうかについては、今までしばしば論争があった。

『回帰借詞』の立場にたてば、『宋史』と『金史』のなかに証拠を求めることができる。例えば、『宋史』の蔡挺伝のなかに『使察警盜発即得』とあり、また『金史』のなかの李石伝に『選士二千人巡警』とある。従って、この派の学者は日本の『警察』という言葉は『巡警』として早くも漢語のなかにでており、日本が漢語を借り、加えて、改変したのち再び中国に返してきたものだと指摘する。これが『回帰借詞』というものである。

しかし、別の一派は、いかに『警』と『察』が同じ漢字であっても、古代中国では現代の意味での用法はなかったと、指摘する。日本が明治維新のとき『警察』という新しい言葉を造った。Ke i s a t s h^マと読み、完全に新しい言葉であることができる。中国人が日本から『警察』という言葉^マを借りてきた『回帰借詞』ではなく、日本の言葉を持ってきた『原語借詞』である。現代の言語学者はすべてこの説である。

『回帰借詞』か『原語借詞』か、については両者ともに理由はあるが、以後比較して有力説に従う。日本の書物には多くの漢字が使われているが、これらの漢字や漢字で書かれた言葉の多くは、時代的変化のなかで日本で改造されたものである。それが中国に再び伝わってきたときには、すでに新しい意義をもっていた。我々は語源上似ているからといって、これを『回帰借詞』だとすることはできない。意味のすじみちからして、それが新しい意味を持つ言葉であることを肯定するものであり、これを『原語借詞』というのである。

『回帰借詞』か『原語借詞』かの争いは言語学上の争いであるが、そのなかに却って深い意味がある。中国より先に日本が近代化するに当たって、中国より前に日本の漢字による新しい言葉ができ、日本の発展により中国にあとから伝わり、影響を与えるに至ったものである。このような使い方は、多くの中国人にとって心理的にすこぶる穏やかでない。心理上の平衡をとるために『原語借詞』であることが明らかである

のに、彼らは『回帰借詞』であるとした。このようなことは一種の民族感情であり、ねじ曲がった知識態度である。」(訳・要約責 笠野)

以上のように、この『新新聞』に登載されている南方朔氏の所説が最も当を得たものとして納得できる。

注1 『金史』 中国・金朝(1115~1234)の歴史を記した「正史」。元の脱脱(とくと)らが、勅命をうけて1343年から翌年にかけて編纂した。全135巻。国立国会図書館蔵(印刷・発行所名記載なし)『金史』巻57 志38 百官3参照。

注2 『続文献通考』 中国の諸制度を集成した書物。もととなる『文献通考』は、1317年元の馬端臨が太古から南宋までを記す。明の王圻が遼・金・元・明の4朝を加えて『続文献通考』とした。さらに清代に至り、勅命により宋・遼・金・元・明の5朝の事跡を集めて『続文献通考』としたが、奉勅撰であるところから『欽定続文献通考』と呼ばれる。1747年成る。250巻。本稿は国立国会図書館蔵『続文献通考』〔中華書局発行全6冊(合本2冊)〕によった。

注3 『諸橋・大漢和辞典』は「警察」という言葉の説明として『金史、百官志』、『続文献通考』のほか『周禮政要、巡察』の項を挙げている。しかし、『周禮政要』〔清末の学者・孫讓(1848~1908)撰〕は、光緒28・29年(1902・03=明治35・36年)に編まれたもので、その内容もすでに確立されていた日本の警察制度の紹介である。すなわち、「日本警察署則以行政兼司法隸内務府」などとあり、本稿が目的とする警察という言葉の淵源に関するものではない。

注4 『中国総覧』(2000年版)中国総覧編集委員会編集 霞山会発行

注5 『警察学論集』第54巻第12号(平成13年12月号)警察大学校国際捜査研修所所長 谷口清作氏論文「中国警察(公安機関)の現状と犯罪捜査関係法令運用上の諸問題」

注6 高島俊男著 『漢字と日本人』 文春新書

注7 前掲『中国総覧』(2000年版)中国総覧編集委員会編集 霞山会発行

注8 黄文雄 1938年台湾生まれ。1964年来日。早稲田大学商学部卒、明治大学院西洋経済史学修士。評論家、著書多数。『近代中国は日本がつくった』2002年 光文社刊

注9 黄文雄氏が日本からの「借り物」単語として「思いつくまま」挙げている言葉は次のとおりである。基準、基地、石油、現金、支配、国際、代表、学校、学生、保健、出版、電波、業務、警察、伝統、栄養、侵略、背景、論文、建築、作用、意識、現実、常識、進化、工業、理想、促進、体操、展覧会、農作物、図書館、単行本、高利貸、生産手段、新聞記者。そして、同氏は「どれも日本では常用語だが、決して中国から伝わったものでなく、その逆だ。」と述べ、「その数は限りない」と

している。

注10 台湾・『新新聞』の記事

台湾の『新新聞』の関係記事の所在については、警察史研究部会 吉原丈司氏の御仲介により、台湾の中央警察大学・梁添盛教授及び同中央警察大学・曾榮汾教授の御教示を受けた。

- (1) 『新新聞』台湾・新新聞文化事業股份有限公司発行。1998年8月・第597号98ページ～99ページ。A4左開き左横書き。週刊。
- (2) 南方朔（本名「王杏慶」） 詳細不詳
- (3) 馬西尼（Federico Masini）1960年生まれ。イタリアの漢学者。現ローマ大学教授。1997年9月「現代漢語詞彙的形成」（副題・19世紀漢語外来詞研究）が、黄河清の英中訳により上海の漢語大詞典出版社から刊行されている。日本語訳はない。
- (4) 翰林院 唐代にはじまった役所。宋もこれによる。遼・金は翰林院。元は翰林国史院と称す。明は遼・金の旧により、清はこれを継承。
- (5) 六部 史部、戸部、礼部、兵部、刑部、工部の六つの中央行政官庁の総称。
- (6) 傅雲龍 清・徳清の人。生没年 不詳
 - ・遊歴日本図経 未見
 - ・遊歴日本図経余記 未見
- (7) 黄遵憲 清末の1877年(明治10) 初代公使何如璋の一等書記官として横浜に上陸。1881年サンフランシスコに転出。生年1848年、没年1905年。
 - ・日本国志 未見。黄遵憲が著した明治維新を重点とした日本に関する著作。同書は日本研究のレベルが高く、この時期最も影響力のあった日本研究に関する代表作とされる。(北京大学李玉教授「中国の日本研究：回顧と展望」桜美林大学教授南條克己訳)

○ 結

以上、皮相的ながら「警察」という言葉の成立事情について若干の考察を試みてみた。現在、国連に加盟している国は191カ国であるが、台湾（中華民国）、パレスチナなどいわゆる「地域」と称されるところも多数ある。そして世界には多くの民族と言葉があり、文字に書かれる言葉と書かれざる言葉とがある。朝日選書『世界のことば』は、「世界に言葉がいくつあるかというのは、世界に民族はどのくらいいるか、というのと同じように——あるいはそれ以上に——意味をもたない。」としたうえで、梶茂樹著『アフリカ言語圏へ』を引用して、アフリカだけで「800から1,000」、「2,000は下るまい」と説明する。意味をもたないかも知れないが、世界中で使われている言葉はお

そらく5,000にのぼるのではないかと思われる。そして言葉を表す文字は、言語の数ほど多くはないにしても、ローマ字（ラテン文字）、アラビア文字、キリール文字、漢字など多数ある。

わが国はカタカナ、平仮名という表音文字を併用しつつ、表意文字である漢字を用い、中国（中華人民共和国）を祖とする漢字文化圏にある。台湾（中華民国）もまた漢字・漢語の文化圏にあり、中国の人口を約13億人とすれば、漢字使用人口は世界の人口約60億人のほぼ五分の一に達する。

台湾は、日本の統治時代の影響を強く残している。しかし、文字は中国の簡体字やわが国のような常用漢字とされる略字体は用いず、すべて正漢字体である。表記も、警察組織に関していえば、内政部の下に警政署があり、その下に入出境管理局をはじめとし刑事警察局、航空警察局、国道公路警察局、台湾警察專科學校、台湾保安警察総隊、保安警察第一総隊～同第六総隊、鐵路警察局、国家公園警察大隊、警察電訊所、警察機械修理廠、警察廣播電台、空中警察隊、花蓮・高雄・台中各港務警察所となっている。警政署と同格組織として中央警察大学が置かれ、すべて警察の文字を冠している。台北市においても警察局の下に保安・刑事・交通・少年の各警察大隊が置かれ、各地には警察局分局が置かれている。これらの「警察」の意味はわが国の「警察」と全く同意義である。（『中華民国政府組織与工作』行政院研究發展考核委員会編印、中華民国90年＝2001年2月）

朝鮮では、1446年にハングル文字が制定・公布されるまでは漢字を用いていた。しかし、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は1948年（昭和23）に漢字を全廃してハングル文字に代えた。韓国（大韓民国）では、現在ハングル表記が大勢を占めておりながら、一般にはなお漢字の使用が残されている。「どの単語を漢字にするのか公的ルールはなく、書き手の判断しだい」（渡辺吉鎔著『韓国言語風景』岩波新書）であるとされる。しかし、韓国の新聞である「東亞日報」の題字は正漢字体であり、また、『東亞年鑑』に登載されている政府組織はすべて正漢字体で記されている。警察組織については、統括機関として「警察庁」、内部部局として、警務企画局、防犯局、捜査局、警備交通局、情報局、保安局、警察大学、警察綜合学校、中央警察学校、警察病院等を正漢字体で表記してある。「警察庁」の組織とは別に「海洋警察庁」が置かれ、その指揮下に海洋警察署が設けられているが、ここでも「警察」という呼称を冠している。（『東亞年鑑』2001年版 東亞日報社）また、警察官の階級にも総警、警正、警監、警衛、警査、警長、巡警等「警」の字を用いている。

しかし、台湾と韓国で使われている「警察」という言葉は、歴史的にみてその淵源を示すものではなく、明らかに日本統治時代の名残りである。

また、漢字を使っていたベトナムは、19世紀末フランスの植民地になって以来、公

式文書から漢字の使用が排除され、クオック・ゲーと呼ばれるローマ字母で表記されるようになった。

このように、主として漢字を言葉の表記に用いているのは、日本と中国と台湾である。本稿は、警察という言葉の淵源をたずねるいわば「警察」という言葉の戸籍調べのようなもので、区々たる論証にすぎないが、それが「警」と「察」の漢字二文字の組み合わせによって成り立っているところから、漢籍のなかの漢語にその出所を求めたくなる。

しかし、本文で述べたとおり、『諸橋・大漢和辞典』が「警察」の語の出典として示されている『金史』及び『続文献通考』の「別部ヲ警察シ」の「警察」は、今日主として日本や台湾で使われている治安維持のための組織機能を意味しているのではなく、督察・監察ないし監督といった意味で使われているものと考えるのが相当である。

明治のはじめ、加藤弘之がドイツ語のポリツァイを「警保」と訳し、箕作麟祥が英・仏語のポリスを「警察」と訳した新造訳語が、今日の「警察」という言葉の源流であると考えたい。「警保」なる言葉は、終戦による内務省解体と同時に死語と化し、当時警察と同義に用いられていた「警視」その他の用語も「警察」という言葉に統一されて今日に至っている。(もっとも、「警視」なる用語は階級名称として現在も使われている。)

「警」はいましめる、「察」は明らかにする、考える、推察するの意味として従来から用いられていた。箕作麟祥が、この漢字二文字を組み合わせ「警察」という新しい言葉を造った。それが今日使われている「警察」という言葉として活躍しているのであり、たまたま漢籍のなかにみられる「警察」なる語は、現代の用語例にはない使い方であったと考えるのである。

以上

主要参考文献

- 1 『法令全書』 国立国会図書館法令議会資料室蔵
- 2 『法規分類大全』 第1編 警察門・警察総 内閣記録局編纂
- 3 『内務省史』 第2巻 大霞会編集 地方財務協会発行
- 4 『明治天皇紀』 著作権者 宮内庁 吉川弘文館発行
- 5 『警視庁史編纂資料第一類』 警視庁総監官房文書課記録係編纂
初期の警察制度 其一、其二
- 6 『庁府県警察沿革史』 内務省警保局編 原書房発行・復刻版（明治百年史叢書）
其一 警視庁史稿（上巻） 其二 警視庁史稿（下巻）
其三 京都府・大阪府・埼玉県・愛知県 其四 山梨県他
- 7 『庁史編纂資料』 警視庁総監官房文書課記録係編纂
1 巡査勤務規定・服務・礼式 2 官制・処務 3 服制
- 8 『警視庁史』（明治編） 警視庁史編さん委員会
- 9 『新版 警視庁年表』 編集・発行 警視庁総務部企画課
- 10 『東京史稿』 東京都
- 11 『都史紀要』（22）番入制度 東京都公文書館編集
- 12 『東京百年史』（第1巻） 東京百年史編集委員会編集 東京都発行
- 13 『神奈川県警察史』（上巻） 神奈川県警察史編さん委員会
- 14 『横浜沿革誌（全）』 太田久好著 白話社（復刻版）
- 15 『横浜市史』（第3巻・上） 横浜市編集兼発行
- 16 『日本警察史（全）』 山元一雄著 松華堂
- 17 『警察史研究』 田村 豊著 良書普及会
- 18 『講座・日本の警察』（第1巻） 河上和雄 他編 立花書房
- 19 『戦後警察史』 警察庁警察史編さん委員会編 警察庁長官官房総務課発行
- 20 『戦後日本の警察』 広中俊雄著 岩波新書
- 21 『明治事物起原』 石井研堂著 ちくま学芸文庫（1～8）
- 22 『明治宝鑑』 松本徳太郎編 原書房（明治百年史叢書）
- 23 『明治警察・裁判史』 尾佐竹 猛著 邦光堂
- 24 『明治維新』 遠山茂樹著 岩波書店
- 25 『政治史』（I・II・III） 藤木邦彦他編 山川出版社
- 26 『日本法制史』 牧英正 藤原明久 共著 青林書院
- 27 『幕末御触書集成』（第6巻） 石井良助・服藤弘司編 岩波書店
- 28 『武江年表』（1・2） 斎藤月岑著 平凡社（東洋文庫）
- 29 『西郷隆盛全集』（全3巻） 西郷隆盛全集編集委員会 大和書房

- 30 『岩倉公実記（上・下）』 皇后宮職蔵版・宮内省版 編者 多田好問（復刻版）
- 31 『匏庵遺稿』 栗本鋤雲著 栗本秀二郎編輯 裳華書房
- 32 『箕作麟祥君伝』 大槻文彦編著 丸善(株)発行（国立国会図書館蔵マイクロフィッシュフィルム）
- 33 『明治職官沿革表』 原書房（明治百年史叢書）
- 34 『官僚制・警察』 「日本近代思想大系」（3） 由井正臣・大日方純夫著 岩波書店
- 35 『日本近代国家の成立と警察』 大日方純夫著 校倉書房
- 36 『日本近代法体制の形成』（上巻） 福島正夫編 日本評論社
- 37 『翻訳の思想』（日本近代思想大系）（15） 加藤周一・丸山真男著 岩波書店
- 38 『翻訳と日本の近代』 丸山真男・加藤周一著 岩波新書
- 39 『翻訳語成立事情』 柳父 章著 岩波新書
- 40 『漢字と日本人』 高島俊男著 文春新書
- 41 『漢字と中国人』 大島正二著 岩波新書
- 42 『日本語と外国語』 鈴木孝夫著 岩波新書
- 43 『英語事始』 日本英学史学会編 エンサイクロペディアブリタニカ（ジャパン）
インコーポレーテッド発行
- 44 『世界の言語ガイドブック』（2） 東京外国語大学語学研究所編 三省堂
- 45 『世界のことば』 朝日ジャーナル編 朝日新聞社（朝日選書）
- 46 『福沢諭吉』 会田倉吉著 吉川弘文館（人物叢書）
- 47 『新訂・福翁自伝』 岩波文庫
- 48 『江藤新平』 毛利敏彦著 中公新書
- 49 『江藤新平』 藤村道生著 吉川弘文館（人物叢書）
- 50 『加藤弘之』 田畑 忍著 吉川弘文館（人物叢書）
- 51 『日本統治下の台湾』 許世楷著 東京大学出版会
- 52 『台湾を知る』（台湾国民中学歴史教科書） 国立編訳館・主編 蔡易達、訳 永山
英樹 雄山閣出版
- 53 『いま、日本人に伝えたい台湾と中国のこと』 謝雅梅著 総合法令出版
- 54 『台湾民主国の研究』 黄昭堂著 東京大学出版会
- 55 『台湾総督府』 黄昭堂著 教育社（歴史叢書）
- 56 『台湾（四百年の歴史と展望）』 伊藤 潔著 中公新書
- 57 『台湾（人間・歴史・心性）』 戴国著 岩波新書
- 58 『中国概論』 中野謙二著 有斐閣（有斐閣選書）
- 59 『中国の歴史』（第7巻） 「清帝国」 増井経夫著 講談社
同 （第8巻） 「近代中国」 佐伯有一著 講談社

- 60 『中国総覧』(2000年版) 中国総覧編集委員会篇 霞山会発行
- 61 『中華民国人名録』Who's Who 2002 台湾・中央社、中央通訊社発行
- 62 『中国人名大辞典』(中華民国53年台3版) 台湾商務印書館発行
- 63 『中華民国政府組織与工作』 行政院研究發展考核委員会編印 中華民国90年
- 64 『韓国・北朝鮮総覧』(2002・VOL 4) 環太平洋問題研究所編 原書房
- 65 『東亞年鑑』(2001年版) 東亞日報社
- 66 『韓国言語風景』 渡辺吉鎔著 岩波新書
- 67 『日本語と韓国語』 大野敏明著 文春新書

※ わが国で発行されている辞典、事典類は省略した。